

<ホームセキュリティをご利用のお客様>

重要事項説明書 <改訂版・KFC-606版・708版・918版・ホーム第2版>

改訂新旧対照表

改訂(新)	現行(旧)
<改訂版・KFC-606版・708版>	<改訂版・KFC-606版・708版>
9 解約	9 解約
9.1 解約に関する事項	9.1 解約に関する事項
I. お客様のご都合による解約	I. お客様のご都合による解約
1ヶ月前までに当社へ書面による解約のお申し出をいただくことにより、お客様は本契約を終了することができるものとします。また、この場合は、原則としてお客様の希望日（ただし、警備機器のオンライン停止工事日は協議により決定します）にて解約します。	3ヶ月前までに当社へ書面による解約のお申し出をいただくことにより、お客様は本契約を終了することができるものとします。また、この場合は、原則としてお客様の希望日（ただし、警備機器のオンライン停止工事日は協議により決定します）にて解約します。
15 見舞金制度	15 見舞金制度
15.4 見舞金のご請求	15.4 見舞金のご請求
I. 届け出および通知	I. 届け出および通知
万が一被害に遭われた場合は、必ず消防・警察機関へ届け出を行うとともに、その届け出をした旨、至急当社へご連絡下さい。ご連絡が遅れますと見舞金がお支払いできないことがあります。	万が一被害に遭われた場合は、必ず消防・警察機関へ届け出を行うとともに、その届け出をした旨、至急当社へご連絡下さい。ご連絡が遅れますと見舞金がお支払いできないことがあります。
また、契約期間中に当社への連絡がなされなかった場合には、見舞金をお支払いすることはできません。	
<918版・ホーム第2版>	<918版・ホーム第2版>
15 見舞金制度	15 見舞金制度
15.4 見舞金のご請求	15.4 見舞金のご請求
I. 届け出および通知	I. 届け出および通知
万が一被害に遭われた場合は、必ず消防・警察機関へ届け出を行うとともに、その届け出をした旨、至急当社へご連絡下さい。ご連絡が遅れますと見舞金がお支払いできないことがあります。	万が一被害に遭われた場合は、必ず消防・警察機関へ届け出を行うとともに、その届け出をした旨、至急当社へご連絡下さい。ご連絡が遅れますと見舞金がお支払いできないことがあります。
また、契約期間中に当社への連絡がなされなかった場合には、見舞金をお支払いすることはできません。	

※本説明書は、2025年12月1日から適用します。